

SDGs10番「人や国の不平等をなくそう」の達成に向けた「ともに生きる社会啓発プロジェクト」 障がい当事者と大学生が駅でフィールドワークなどを行い啓発ポスターを作成！

京浜急行電鉄株式会社（本社：横浜市西区，社長：原田 一之，以下 京急電鉄）と神奈川県は，SDGsの10番目の目標である「人や国の不平等をなくそう」の達成に向けた「ともに生きる社会啓発プロジェクト」の一環として，障がい当事者と京急沿線で生活している誰もが安心して生活できる魅力ある沿線となるための検討を行っております。この度，本プロジェクトに参加した大学生と障がい当事者によるプロジェクトに関する成果発表を2019年12月15日（日）に神奈川県庁で開催される「共生社会実現フォーラム」にて実施いたします。

京急電鉄と神奈川県は，京急線沿線地域のSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて，2019年1月に「SDGs推進に係る連携と協力に関する協定」を締結しました。また，神奈川県は2016年10月に「ともに生きる社会かながわ憲章」を制定し，沿線地域における「誰もがともに活躍できる環境・社会づくり」の実現に向け，「ともに生きる社会啓発プロジェクト」に取り組んでいます。

今回の取り組みでは，本年10月から鎌倉女子大学と関東学院大学の学生と障がい当事者【視覚・肢体不自由（車いす利用者）・聴覚】・当社駅係員の総勢38名による，実際の駅施設（京急川崎駅構内）の券売機や改札口，停車車両を使ったフィールドワークと，3回に渡る意見交換会を行い，声かけなどの駅利用者同士が助け合える活動を通じて，「誰もが安心して生活できる魅力ある沿線」となるために，各障がい種別ごとの啓発ポスターを制作いたしました。

このポスターは，京急電鉄各駅や神奈川県内の学校など，約300か所の施設に掲出いたします。当日は，障がい当事者と学生が制作の経緯や思いを込めて発表する予定です。今後も誰もが安心してご利用いただける沿線づくりの実現に向けて，京急グループ全体で取り組んでまいります。詳細は別紙のとおりです。



フィールドワークの様子



意見交換会の様子

別紙

1. 目的

神奈川県との「SDGs推進に係る連携と協力に関する協定」を締結にともない、京急沿線地域における「誰もがともに活躍できる環境・社会づくり」の実現に向けて、京急沿線で生活をされている誰もが安心して生活ができる魅力ある沿線とする。

2. 実施内容

実際の駅施設や停車車両を使い、駅利用者同士（障がい当事者と学生）がともに助け合える活動をフィールドワークや意見交換会で障がい種別ごとに意見を出し、挙げた意見をともに障がい種別ごとのポスターを制作し、京急電鉄各駅や神奈川県の各施設へ掲出する。

3. 参加者（総勢 38 名）

大学生（9名）：鎌倉女子大学・関東学院大学

障がい当事者（11名）：障がい種別【視覚・肢体不自由（車いす利用者）・聴覚】

神奈川県職員（3名）

京急電鉄駅係員（15名）

4. これまでの取り組み

(1) フィールドワーク

2019年10月15日（火）京急電鉄 京急川崎駅 10時15分～11時15分

(2) 意見交換会

第1回 2019年10月15日（火）川崎商工会議所 11時30分～12時00分

第2回 2019年11月5日（火）京急線横浜駅会議室 10時00分～11時00分

第3回 2019年11月25日（月）京急線横浜駅会議室 10時00分～11時00分

5. 参加学生と障がい当事者によるポスター制作発表

場 所：神奈川県共生実現フォーラム ※神奈川県庁内

日 時：2019年12月15日（日） 13時00分～

参 考

■ SDGs について

2015年9月に“国連持続可能な開発サミット”で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略。17の目標と169のターゲットからなり、国連に加盟するすべての国は、2030年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など持続可能な開発のための諸目標を達成すべく力を尽くすとされているもの。



■ともに生きる社会かながわ憲章

～この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します～

平成 28 年 7 月 26 日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において 19 人が死亡し、27 人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生しました。

この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。

私たちは、これまでも「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざしてきました。そうした中でこのような事件が発生したことは、大きな悲しみであり、強い怒りを感じています。

このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成 28 年 10 月 14 日

神 奈 川 県

以 上



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society